

青色申告会活動記録



年度末のこの時期は、決算書の作成や確定申告、消費税の申告など税に関する手続きの多い時期であります。

今年は減価償却制度の改正がありました。改正された税制に対応するために、下野市農業青色申告会ではこの時期、頻りに指導会が行われるようになります。

1月8日には、減価償却制度の改正に関する指導会と給与所得支払報告書等の取りまとめ、2月19日はパソコンによる決算書作成、3月5日から7日にかけて、会員自身の申告書等を実際に用いた税理士による個別の決算書・確定申告書の作成指導が実施されました。

また、税制改正により消費税の課税対象者が増加したことに伴い、3月に講師を招いた消費税の指導会や税理士による個別の指導会も開催しています。

今後は青色申告を始められたばかりの会員等を対象とした初心者簿記指導会を予定しております。青色申告制度に興味のある方であれば会員でなくても参加できますので、気軽にご参加ください。

詳しい日程等は **下野市農業委員会事務局 TEL. 48-2116** までお問い合わせください。



コラム

●青色申告制度とは

事業所得（農業所得）、不動産所得、山林所得のいずれかの所得がある方が、一定の帳簿を備えて毎日の取引を記帳し、その帳簿に基づいて所得と税額を計算し、申告して納税する制度です。税金の面で数多くの特典が認められており、節税効果も大きいことから納税者にとって有利な制度です。所管の税務署に「青色申告承認申請書」を提出して、承認を受けた時青色申告ができるようになります。

●消費税の申告

平成15年度の税制改正により、小規模事業者に対して納税義務の免除が適用される課税売上高の額が3,000万円から1,000万円に引き下げられたため、多くの事業者の方が消費税の納税をすることになりました。

消費税の申告は、大きく2通りの方法に分けられます。申告方法の選択によって税額が大きく変わってくる場合もあり、その選択の判断に難しいところがあります。